

II. フランスの取組の特徴と日本への示唆

—法整備後にみえてきた課題—

関東学院大学法学部教授 糠塚 康江

はじめに

2007年11月26-27日に訪問した先々で、フランスの取組としては、「法・制度整備についてはほぼ終了している」という認識が、押し並べて示されていた。あとはその精神を社会に浸透させ、実効性を確保することが課題である。フランスにおける取組は、すでに社会学レベルに移行していると言えるだろう。Womens Studies を専攻した社会学者である Emmanuelle Latour 氏を、首相直属の機関であるパリテ監視委員会事務局長に抜擢した人事は、このことを端的に示している。

フランスにおける政策・方針決定過程における男女平等政策の最大の特徴は、「パリテ (parité)」という独自の構想によって法整備を推進している点にある。以下では、フランスで「ほぼ終了している」とみなされている法・制度上の特徴と、社会学レベルに移ることによって明らかになったフランスが直面する困難について、現地調査で得られた知見をまじえて概括する。そのうえで、そこから日本への示唆を読み取ることにしたい。

1. パリテの構想

(1) フランスのフェミニズムとパリテ

フランスにおいて「男女平等」は性差別禁止として推進されてきたが、同時にその限界が自覚されていた。「形式的平等」と「実質的平等」のジレンマである。これを打破するために案出された哲学が「パリテ」(=男女同数制)である¹⁰⁰。

フランスにおけるフェミニズムは、女性の個人としての解放を目的とする普遍主義的フェミニズムと男女は本質的に異なり補完的關係にあると把握する差異主義的フェミニズムに分裂していた。これらフェミニズムの流れが、アングロ＝サクソンのフェミニズムの影響を受けて、「パリテ」という新しい言葉において妥協し、制度への実際的なアプローチを試みる政治的・社会的潮流を生み出した。有力政治家に働きかけ、1995年の大統領選挙において、ついに主要3候補の公約に女性の過少代表状況の改善を公約させるに至った。閣僚経験を経た著名な女性政治家もこれに呼応して世論に働きかけた。「パリテ」は、抽象的個人を男女の二元性において把握するものであるため、その正当性において、性別さえも捨象された抽象的個人像を前提とするフランスの伝統的共和国原理との抵触が疑われ、

¹⁰⁰ 糠塚康江「代表制理論によるパリテ再読」関東学院法学 17 卷 3-4 号 (2008 年) 参照。

フェミニスト内部においても、激しい論争を招いた。憲法改正草案が議会に提出された以降は、女性議員たちが超党派で成立のために取り組んだ¹⁰¹。社会党が政権から去った後も、大統領が交代しても、パリテ政策は今日まで引き継がれ、推進されている。

選挙の時期をとらえてパリテ推進活動を展開しているElles Aussiは、様々な女性団体のネットワーク組織で、それぞれの団体は異なるフェミニズムの潮流を汲んでいる。現地調査の折にインタビューに応接していただいたお二人のうち、一人は自らを「Simone de Beauvoirの娘」と呼び¹⁰²、もう一人は「女性の本性を尊重するフランスのフェミニズムに魅かれてカナダからフランスに移住した」¹⁰³という出自を明かしてくれた。Elles Aussiの活動は、「パリテ」が哲学的次元から実践レベルに移り、日常的なフェミニストの運動を結集する「旗印」となっていることを示すものといえるだろう。

フランスでは、パリテの哲学的論争の時代は過ぎ去ったと思われる¹⁰⁴が、これを参看する側にとって、パリテ推進派に普遍主義的フェミニズムの潮流と差異主義的フェミニズムの潮流が流れ込んだことは軽視できない。フランスに「パリテ」を知らしめることとなった、Françoise Gaspard・Claude Sevan-Schreiber・Anne Le Gall共著『女性市民よ、権力の座へ！：自由・平等・パリテ (Au pouvoir, citoyennes！：Liberté, Égalité, Parité)』(Seuil,1992)は、普遍主義の立場からフランスの伝統的な共和主義的普遍主義の再定義を目指すパリテ構想を提唱したが、憲法改正審議の中で支配的になっていったのは、母性によって女性の本性を基礎づけるSylviane Agacinski¹⁰⁵の解釈によるパリテ構想であった¹⁰⁶。このため、一般に流布しているパリテのイメージは、本質主義的疑いを免れていない。フランスにおいてパリテの哲学的正当化が表面上不問に付されているのは、憲法改正によるところが大きい。フランスにおいては、憲法改正無限界論が主流だからである。

(2) 1999年の憲法改正とパリテ

1999年の憲法改正によって、4条5項（「法律は、選挙によって選出される議員職と公職への男女の均等なアクセスを促進する (favorise)。」）、5条2項（「政党および政治団体は、法律の定める要件にしたがって、第3条最終項 (=5項) で表明された原則の実施に貢献する。」）が挿入されたが、これらの条項は「パリテ」を直接に規定するものでもない¹⁰⁷。

「パリテ」を可能にする選挙制度を設立するか否かは、立法者の裁量に委ねられている。

¹⁰¹ Éléonore Lépinard, *L'égalité introuvable : La parité, les féministes et la République*, Presses de Sciences Po, 2007, pp.193 et s.

¹⁰² 普遍主義者であるということを意味する。

¹⁰³ 差異主義者であるということを意味する。

¹⁰⁴ もっとも当時反パリテ派の急先鋒であった Elisabeth Badinter は、パリテの理論的正当化に対する懐疑を解いていない。この点については、参照、エリザベット・バダンテール『迷走フェミニズム：これでいいのか男と女』（夏目幸子訳）新曜社、2006年。

¹⁰⁵ Agacinski は、社会科学高等研究院 (EHESS) で教鞭をとる哲学者であり、当時首相であった Lionel Jospin 氏の妻である。

¹⁰⁶ 詳細は、糠塚・前掲論文（注100）を参照。

¹⁰⁷ この点については、糠塚康江『パリテの論理』（信山社、2005年）195頁以下を参照。

「パリテ」の実現にとって最も相応しい選挙制度は、名簿登載順を男女交互方式する比例選挙制度で、選挙区は広ければ広いほどその効果を期待することができる。しかし実際には、パリテを原理として選挙制度が制度設計されることはなく、すでに比例選挙が定着している選挙について、男女交互方式の名簿登載が法律によって義務付けられたにすぎない。小選挙区多数代表制によって選出される国民議会議員選挙については、候補者中の男女比率の開きの半分（2007年1月31日法により4分の3に改正）を政党・政治団体に対する公的助成金の減額率とすることで、政党にインセンティブを持たせる方法がとられた。

憲法院は、その判決を通じて、パリテの射程は政治領域にとどまることを、確認している（2001年6月19日判決、2002年1月12日判決、2006年3月16日判決）。

（3）パリテとクォータ制の違い

パリテは「50%クォータ制」という見方があるが、パリテはそれとは異なるものとして構想されている¹⁰⁸。第1に、クォータ制が女性の人口比によって50%のクォータを主張するのに対し、パリテは女性の人口比が53%であったとしても不変的に50%を主張する。第2に、クォータ制には、ある集団に希少財へのアクセスを優先的に保障することで、当該集団属性を持たない個人に対して希少財へのアクセスを制限する効果を生み出す、だから平等に反するのだ、という批判が向けられている¹⁰⁹。パリテは、区別された社会的カテゴリーとしての女性を代表するためのものではなく、女性の男性との本質的差異が分離した代表を要求するという構想に結びつくものでもない。個人が政治的代表の基本単位でなければならないということと両立する。パリテは男女にとっての権利であり、女性の優遇策ではない。男女双方にとっての「機会の平等」の保障である。男性に帰属する利益を女性に分けることでも、ましてそれを女性が奪い取ることでもない。

2. 組織原理による嚮導理念の違い

男女平等の推進のための組織は、大きく政治部門と行政部門に分類できる。

（1）政治部門における嚮導理念：パリテ

政治部門における男女平等推進組織の代表的なものが、1995年に設置された首相直属機関のパリテ監視委員会（以下 OPFH）である。当初その役割は政治分野に限られていたが、1998年以降、経済、社会分野にまで活動範囲を拡げている。

OPFHは、現実に政策を立案・実行する機関ではないが、首相直属の立場を利用して各行

¹⁰⁸ この問題については、糠塚・前掲論文（注100）を参照。

¹⁰⁹ ただし、こうした解釈に対しては、候補者についてのクォータ制は名簿創出にとどまるため、結果の平等まで保障したのではなく、機会の平等を保障したにすぎないという解釈が可能である。イタリアの憲法裁判所は、「結果の平等」保障から「機会の平等」保障へ解釈を実質的に変更し、候補者リストのクォータ制を容認する判決を下した（2003年2月13日判決）。

政官庁から男女別統計を収集し、勧告・プレス発表・講演を通して世論に強力に働きかけを行っている。OPFHは、パリテを嚮導概念にして活動する政治機関であり、場合によっては、高度に戦略的な判断を行う。賃金平等法に定められていた「審議機関及び裁判機関」に「男女の均衡のとれた代表」を求める規定を、憲法院によって違憲と判断された（2006年3月16日判決）ことから、OPFHの報告者であるZimmermann氏は、国民議会議員として憲法改正案を提出した。パリテが政治部門の男女平等推進の嚮導概念となっていることの証左であろう。パリテを政治分野に押しとどめようとする一連の憲法院違憲判決に対抗し、OPFH自身、社会・経済領域における責任ある地位への男女の均等なアクセスを保障する憲法改正を求めている。Latour氏に対して、「フランスのパリテ政策は、EUの政策と矛盾しないか」という趣旨の質問をしたところ、「EUはフランスの主権が前提であるから、そういうことはない」という明快な回答があった。

両議院における女性の権利及び両性の機会均等のための議員代表団も同様に、政治部門として、政治的判断で活動している。憲法上常任委員会設置数の上限は6である（43条2項）ことから、その法的地位はdélégationで、法案修正権を有せず、「勧告」するにとどまる。しかし常任委員会との兼務が可能であることから、有力議員をそろえている。OPFHは、憲法改正を検討するBalladur委員会に対して、délégationに法案を付託される権限と法案修正権限を与えるように要請している。

（2）行政部門における嚮導理念：「男女平等」

労働・社会・連帯省内の組織である女性の権利・平等局（以下SDFE）は、「パリテ」ではなく、「男女平等」を嚮導概念とし、格差の大きな分野に限って積極的是正措置（discriminations positives）適用の可能性を認めている。担当者は「パリテは政治分野に限ったことであり、平等とは異なる」との見解を示した。SDFEは、EUのジェンダー主流化政策に歩調を合わせることを念頭に置いており、OPFHにおけるインタビューの応答と対照的であった。SDFEは、行政機関として「法律による行政」原理に従わなければならない。雇用分野における男女平等に関する憲法院の解釈態度が、EC裁判所が男女均等待遇原則をめぐる判例を通じて明らかにしてきた理論に通底していることに鑑みれば¹¹⁰、行政機関としてのSDFEの方針の意味が理解できよう。

3. SDFEの活動

（1）活動の方針

SDFEの活動において注目すべき点は、「男女平等」推進のための行政サイクル手法を確立していることである。すなわち①統計手法を駆使して、②不足・ニーズを見極め、③意識を探り、④アクションを決め、⑤それを実施し、⑥政策評価を行う。統計手法の駆使は、パリテ導入のためにOPFHが用いた手法でもある。客観的に数値化された格差の事実ほど、

¹¹⁰ 糠塚・前掲書（注107）206頁以下を参照。

説得力のあるものはない。フランスでは、「性差別禁止」を理由に、男女別統計が取られてこなかったという過去があるが、ジェンダー主流化の国際的流れが、こうした統計手法の変化を可能にし、政策転換の契機となった¹¹¹。アクションの実効性を高めるため、広報活動に力を注ぎ、EUとの協調を図る一方で、地方レベル（地域圏・県）での調整を行い、地方に出先機関を設けている。SDFEの活動の柱は、①責任あるポストへの女性のアクセス、②職場・学校教育レベルでの男女平等、③女性の権利・尊厳の保障、④家庭と職業の両立・女性の自己実現の支援、（⑤個人の基本権促進のためのヨーロッパおよび国際的連帯）である。こうした活動のサイクルないし柱にしたがって、局長を中心に部局の組織が編成されている。

（２）公務員における責任あるポスト

大臣ポストは、時の大統領・首相の判断で女性閣僚の占める割合が変化する。Nicolas Sarkozy現大統領は、15人の大臣中7人を女性、しかも財務、司法、内務、国防などの重要ポストに任命したことで耳目を集めた。もっとも閣外大臣を含めると33人中女性は11人で、その比率は低下する。Sarkozy大統領は、パリティよりもむしろ「多様性」に関心が高く¹¹²、閣僚ポストの配分には、出自等を考慮に入れていると評価されている。

国家行政機構において責任あるポストへの女性の昇格は、当該省庁ごとの計画に委ねられている。この点では担当大臣の決断によるところが大きい。いったん大臣のアレテ(arrêté)によって当該官庁内部に男女平等のミッションが設立されれば、それが引き継がれる¹¹³。その一方で、責任あるポストのうちどのぐらいの比率を女性が占めるべきかという目標値を設定する手法は、クォータ制に通じ、違憲の措置であるとして採用されていない。公務員という範疇においては、量的に男女格差はない。ところが責任あるポストとなると、女性比率は13%にすぎない（2001年の調査）。また、女性が圧倒的に多くを占める省庁もあれば、女性の比率が少ない省庁もある。教育を通じて、若者が行政分野への理解を深める機会を設ける必要性が指摘されている。

司法官職も、男女非差別原則の適用により、女性割合が男性割合を凌駕した職業である。2005年には司法官職の女性割合が51%に達した。地方の司法裁判機関の管理職420人のうち女性は64名、大審裁判所・控訴院の裁判官・検察官の女性比率は15%であった。いわゆる「ガラス天井」の存在が疑われる職域でもある。議会は、司法官職の上級職（破棄院裁判官・控訴院院長・大審裁判所所長の任命、検察官の任命）にかかわる意見を述べる司法官職高等評議会構成員を選出する選挙にパリティの手法を導入しようとしたが、これを憲法

¹¹¹ 18世紀から19世紀初頭にかけて、「貧困」問題は個人的問題であった。貧しいのは当該個人が責任に帰すべき問題とされていたのである。しかし、19世紀前半における統計学の発達により、「貧困」問題が個人の問題ではなく、「社会問題」であるという認識が高まり、やがて「福祉国家」への転換が図られるようになった。かように、統計学はフランスにおいて政策転換の重要な寄与を果たしている。この点については、田中拓道『貧困と共和国：社会的連帯の誕生』（人文書院、2006年）を参照。

¹¹² Sarkozy大統領は、憲法前文に「多様性」の尊重を挿入する憲法改正の是非について、Simon Veil委員会に諮問した（*Le Figaro* du 8 janvier 2008 at <http://www.lefigaro.fr>）。

¹¹³ なぜなら「世論が後退を許さないからだ」という回答が担当者からあった。

院によって阻まれた（2001年6月19日判決）¹¹⁴。

（3）公務員法制に忍び込んだ「パリテ」

公務員の上級職への昇進につき、2001年5月9日〔Génisson〕法が、憲法院の検閲を受けることなく成立したことが注目される。この法律は、明らかにパリテの雇用分野への適用を意識した条項を含んでいる。同19条は、「1983年7月13日の公務員の権利及び義務に関する法律」の6条の2として、3つの条項を追加した。その3項は、「公務員の採用と昇進のために設置される審査委員会（*jurys*）及び選定委員会（*comités de sélection*）の構成員並びに公務員のキャリアに関する個別的決定及び部局（*services*）の組織と運営に関する問題について諮問される機関内部での代表者の行政機関による任命のために、これら機関内における男女の間の均衡のとれた代表（*représentation équilibrée des femmes et des hommes*）に貢献することを目的として、男女間の区別をすることができる」と定めていた。「男女間の均衡のとれた代表」を具体化した2003年5月3日のデクレは、「必要な能力を証明する男女がそれぞれ少なくとも構成員の3分の1の割合であること」「職団（*corps*）の任用の制約と独自の必要を考慮して」この最低ラインの例外を設けることを可能にした。これに類似した規定は、2001年12月に採択された社会現代化法に含まれていた。憲法院はこの条項について、「審査委員会を構成する際に、能力（*compétences*）、適正（*aptitudes*）及び資格（*qualifications*）の考慮よりも、性別（*genre*）の考慮を優先させることを目的としないし、そのような効果を持つものではない」ことを留保して、解釈留保付き合憲判断を下した（2002年1月12日判決）。仮にGénisson法が憲法院に付託されていたら、同様の判断が示されたことは必至であった。憲法院は、大統領が審署を終えた法律成立後に介入することはできない。コンセイユ・デタを頂点する行政裁判所は、事後的に介入することができるが、ある国家行為が法律を根拠とするとき、行政裁判所は法律をそのまま適用することを任務とするので、当該国家行為が憲法に適合するか否かを判断することはない¹¹⁵。2002年1月12日の憲法院判決の解釈を根拠として、Génisson法を適用する2003年5月3日のデクレの無効を主張した事件において、コンセイユ・デタは、類似の文言が使われていたとしても、憲法院の判決に縛られないことを確認し、2003年5月3日のデクレの合憲性を認めた（2007年6月22日判決）¹¹⁶。Génisson法は有効に成立しており、その適用の結果設置される審査委員会の構成は、責任ある地位への女性の昇格にどのように影響が及んでいくのかは、今後の推移を見守る必要があるだろう。

（4）民間の労働問題

フランスには「仕事をする女性が多く」「出生率が高い」というパラドックスがある。25～49歳の女性のうち81%が働いており、「女性が家庭にいる」というのは神話にすぎない

¹¹⁴ 糠塚・前掲書（注107）202頁以下を参照。

¹¹⁵ 糠塚・前掲書（注107）208頁以下を参照

¹¹⁶ <http://www.conseil-etat.fr/>で検索。

い。しかしそのうちの 31%がパートタイマーで不安定雇用の状態におかれ、男女間に構造的な賃金格差がある（25%の開き）¹¹⁷。

この問題に取り組む措置を定めたのが、Chirac前大統領の提唱による 2006 年 3 月 23 日の男女間の賃金平等法¹¹⁸である。Génisson法は、部門及び企業内部における職業上の平等に関する義務的交渉の原則を確立したが、その適用が不十分であったという認識があった。この法律によって男女間の賃金平等に関する「労使間の対話を促進」し、5 年以内に格差を解消することを目指していた。Sarkozy大統領は、大統領選の際、公約にその実施を掲げていたが、その公約通り、2007 年 11 月 26 日、政府・雇用者・労働組合の三者による会議が開催された。その結果、2010 年から、男女間の賃金格差の是正措置を締結しない企業に対し、制裁金を科すことが決まった。企業名を公表する等を含め、具体的な検討は今後委ねられており、SDFEの新しい課題となっている。

4. フランスの困難とパリティ文化浸透の課題

Latour 氏によれば、フランスの女性議員率が他のヨーロッパ諸国に比べて低調である理由としてあげられるのは、次の 4 つであった。

- (ア) カトリック信仰の影響
- (イ) ラテン文化（男尊女卑の習慣）の影響
- (ウ) 男女関係に関する誘惑（séduction）文化の影響
- (エ) 男性が選挙権を得てから長い間女性が排除されてきた影響

この問題を考えるについて、重要なヒントがスペインとの比較で浮かび上がってくるといふ指摘が、Latour氏からあった。スペインという国柄は、フランスと上記（ア）～（エ）を共通にしている。そのスペインで、2007 年 3 月 15 日、労働、政治における女性差別是正策を可能にする男女平等法が可決された¹¹⁹。この法律により、政党は候補者名簿の最低 40% を女性に割り当てることを義務づけられた¹²⁰。当時スペインの平均株価を構成している 35 社の取締役会の女性割合は 2%にすぎなかった（EUの平均は 8.5%）が、同法は、従業員 250 人以上の企業において、2015 年以降取締役会の女性割合を 40%とすることを目標としている。そのための方法として、責任あるポストのレベルで男女平等を推進する企業に政府事業の入札において優遇措置をとることが定められている。José Loui Rodriguez Zapatero社労党内閣は、2004 年の発足当時からパリティ構成である。

Latour 氏は、スペインの男女平等政策が、政党内部の機運の高まりによって推進されていることに注目し、そのようにフランスと対照的な状況が観察されるのは、スペインが若い

¹¹⁷ *Le Monde* du 27 novembre 2007

¹¹⁸ この法律については、糠塚康江「雇用分野におけるフランスの男女平等政策」*関東学院法学* 16 巻 2 号（2006 年）61 頁以下を参照。

¹¹⁹ この法律についての短報として、at <http://www.nouvelobs.com/depeches/international/20070315.FAP0135/le...>（最終アクセス 2007 年 12 月 18 日）

¹²⁰ IPU のデータによれば、2004 年の総選挙時点で、スペイン下院の女性議員率は 36%で 8 位、上院は 23.2%である。

民主主義国家であるからだと分析している。1939年～1975年のFranco独裁を経て、1977年、41年ぶりに実施された総選挙に男女ともに参加し、1978年の憲法によって男女平等が確立された。男女同時に政治的自由を享受したのであり、その後の民主国家の建設を男女ともに進めたという点において、若い民主主義国である。女性議員率の高い北欧諸国も、若い民主主義国家である。これに対してフランスは、1789年に革命を成就させ、1848年には男子普通選挙制度を導入した。民主主義の歴史があり、その歩みは「男性」によって担われた。このため、「民主主義」の名において男性によって築かれた「政治界(champs politique)」(P. Bourdieu)は、長い時間をかけて、女性不在のまま、「民主主義」の「習慣」や「ものの見方」を築いてきた。女性の進出を阻む選挙制度といわれている(選挙区を現職議員の封土にしている)「小選挙区二回投票制」は、第三共和制の慣行の中で「共和主義的選挙制度」の名声を獲得し、女性に議席を明け渡さない元凶といわれている「兼職制度」も、地方に共和主義理念を浸透させる制度として位置づけられている。選挙人は地元利益を優先して議員を選出しがち(clientalisme)であり、選挙戦の「戦い方」も男性の政治家が培ってきた習慣(moeur)によって実施される。「有権者と握手して、『奥さん、ご機嫌いかがですか』と声をかけ、子供に頬ずりをし、牛のおしりをなでる」ことを男性政治家は見事にやっけてのけるが、女性は苦手であると、Picardie地域圏議会副議長のLaurence Rossignol氏は指摘した。男性先行で築かれた「政治界」を女性に開放して、「法の下での平等」であるといっても、そこで支配的になっている確立した習慣やものの見方が、直ちに男女にとって「平等」ではありえないことを物語るエピソードである。

さらに、インタビュー先で多く聞かれたことは、家庭責任・ケア責任を負担することにより、女性の可処分時間が男性よりも圧倒的に少ないことの指摘である。仕事のために自己研鑽を積む時間や、さらに仕事に打ち込む時間が、男性よりも女性のほうが少ないこと、それが女性の昇進を遅らせているという。同様の指摘は、2007年11月26日の三者会議の討議資料にもある。

こうしたことから、「パリテ文化」の浸透が、フランス全体の課題とされているのである。

5. 日本への示唆

日本国憲法は家庭生活における両性の平等を定め、公的空間における男女平等を取り立てて明示せず、他の標識による差別の禁止と並列的に「性差別禁止」を定めるにすぎないが、「男女共同参画社会基本法」により、男女平等を推し進める積極的施策が可能となっている。この「共同参画」という「やさしい」表現は、パリテを生んだフランスのフェミニズムの伝統に通じる。男性と女性の戦いという構図においてではなく、男性と女性の調和において男女平等の課題を目指しているからである。

パリテ導入を可能にするための憲法改正審議において、矢面に立ったのはElisabeth Gigoü法相とCathrine Tasca議員であった。審議における彼女たちの答弁は、パリテ擁護のために、時にAgacinski的偏差を伴っていた。同じ社会党員のRossignol氏に、Gigoü氏とTasca氏その後について尋ねたところ、男女平等政策にかかわる問題から手を引かれたという。こ

の問題の専門家と目されることは政治家として致命的であり、「感情的な女性」というレッテルを貼られ、毅然とし続けることは相当の精神力を要するというコメントが加えられた。「女性政策の担当者を女性に」というのはありがちな選択であるが、その代償は大きい。スペインの男女平等法の牽引者が、José Loui Rodriguez Zapatero 首相自身であったことに学ぶべき点が多々あるように思う。日本においても、女性政策担当大臣、政党内の担当者の人選にあたって、留意すべき点であろう。

女性議員率向上のための施策としては、結局のところ政党の協力が鍵となることを考えると、哲学論争を誘発しかねない法的強制による実施よりも、助成金の配分方法によって政党にインセンティブを持たせる工夫のほうが、導入への抵抗がより少ないであろう。

職業分野においては、個人の資質・能力等の問題があるので一概に量的な問題に還元できない。よって「パリテ」の適用領域の限界を超えるかもしれない。しかし、「パリテ」の論理によって女性の過少が意識された結果、「可処分時間」における男女の不平等が浮かび上がってきた。昨今盛んな両立支援とは異なる次元の問題である。より一般的には、先行して進出した男性によって作り上げられてきた「習慣」や「方法」が、男性と女性とでは平等に作用しないという問題である。これは、フランスにおいて、男女にとって中立的な法整備がほぼ終了することによって、あぶりだされてきた問題である。女性の不在を可視化する「パリテ」の論理は、かような問題の核心をあぶりだす装置として、日本の問題状況を検討するに際しても有効と思われる。パリテの論理は、女性がそう望んできた結果だという「自己決定」論による近道の説明を迂回するよう要請するからである。

【補遺】

本報告書脱稿（2008年2月28日）後、2007年1月31日法律による県議会におけるパリテ促進の趣旨を尊重するため、2008年2月26日法律（LOI no 2008-175 du 26 février 2008 facilitant l'égal accès des femmes et des hommes au mandat de conseiller général）によって、選挙法典L221条が改正されたことを知った。

2007年1月31日法律は、それまでパリテの適用対象外とされていた県議会議員選挙について、立候補者が事前に指名・登録する補充候補者を、候補者自身とは異なる性の者を指名しなければならないと定めるものであった。補充候補者制度とは、当該議員選挙に立候補する者が、選挙の結果、自らが獲得した議席が空白となった場合（死亡または当該議員職との兼職が禁止されている職に就く場合）、自分を代行する者をあらかじめ指名する制度である。2007年1月31日法律においては、この補充候補者制度が兼職禁止について作用する場合を、「地域圏議会議員とコミューン議会議員を兼ねている者が県議会議員に選出された場合」（選挙法典L46条の1）、「欧州議会議員と地域圏議会議員を兼ねている者が県議会議員に選出された場合」（選挙法典L46条の2）と定めるにとどまっていた。他方、国会議員（国民議会議員・元老院議員）で、「人口3500人以上のコミューン議会議員である者が県議会議員に選出された場合」あるいは「県議会議員である者が人口3500人以上のコミューン議会議員に選出された場合」で、兼職禁止により県議会議員の職を辞すか失った時（選挙法典L151条の1）は、補欠選挙が実施されることになっていた。2008年2月26日法律による改正の結果、補充候補者制度が選挙法典151条の1の場合にも適用されることになる。なお、国会議員は、人口3500人未満のコミューン議会議員と県議会議員を兼職することは可能である（選挙法典L141条）。自主的に辞職した場合は、補欠選挙が実施される。